

# 事故防止対策支援推進事業を拡大します！！

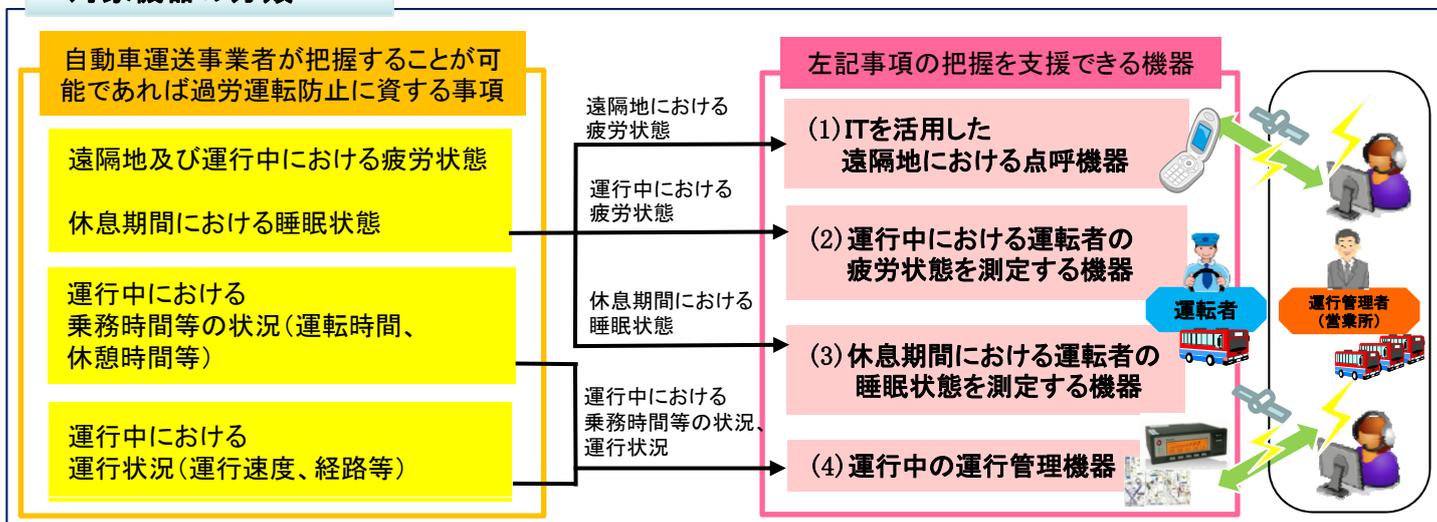
## ～「ITを活用した遠隔地における点呼機器」等の募集について～

### 背景及び目的

- 平成24年4月の高速ツアーバスの重大事故を踏まえ、国土交通省では、有識者会議を設置し、過労運転防止のための交替運転者の配置基準等を策定
- 公共交通の安全確保のためには、様々なアプローチにて過労運転防止を図ることが急務
- 近年、情報通信技術の進展により、過労運転防止に資する機器が登場

来年度より、自動車運送事業者に対し、「**過労運転防止に資する機器**」(対象機器の分類を参照)の導入支援を行う<sup>(※1)(※2)</sup>ため、**対象機器の候補についての申請を募集致します。**

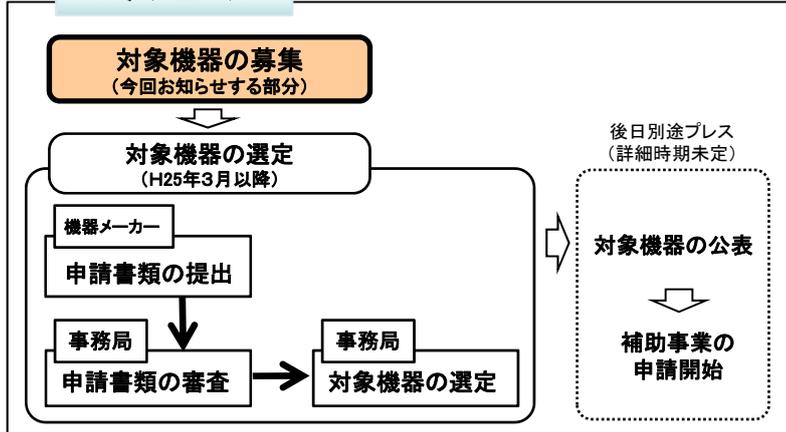
### 対象機器の分類<sup>(※3)</sup>



### 申請方法<sup>(※3)</sup>

- 受付期間  
**平成25年3月7日(木)～3月21日(木)**  
**10時～17時**  
(選定結果は、後日、申請者へ通知します。)
- 申請受付場所  
**事務局(社会システム株式会社)<sup>(※4)</sup>**  
(社会システム株式会社 連絡先:03-5773-0001)
- 申請受付方法  
**申請受付場所へ申請書類持ち込み又は郵送**

### スケジュール



### 留意点

- ※1: 平成25年度事故防止対策支援推進事業(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援)の実施は、国会での平成25年度予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。
- ※2: 当該制度は、国土交通省が選定した過労運転防止に資する機器の製造を業としている者に対して導入支援を行う制度ではありません。支援の対象となるのは、過労運転防止に資する機器を導入する自動車運送事業者となります。
- ※3: 詳細は、下記URLから「過労運転防止に資する機器に関する選定要領」をご参照下さい。  
URL: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/karounntenboushikiki.html>
- ※4: 機器の選定に係る作業については、国土交通省及び事務局にて実施します。